[事案 2021-121] 新契約無効請求

· 令和 4 年 1 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤解していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月に契約した学資保険について、以下等の理由により、契約を無効にして既払込 保険料を返還してほしい。

- (1)満期保険金および学資祝金を合わせた受取金額の合計が、払込保険料総額を下回らない商品だと思い加入した。
- (2) 申込手続時に、パンフレット等を用いた商品内容の説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等を使用して、商品内容の説明をしている。
- (2) 設計書には、満期保険金および学資祝金を合わせた金額が払込保険料総額を下回ることは 記載されており、募集人も当該説明を口頭で行っているため、申立人が商品内容を理解していなかったとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、満期保険金および学資祝金を合わせた金額が払込保険料総額を下回らない 商品であると申立人が誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の 個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。